

後期高齢者医療制度のお知らせ

～制度の見直しについて～

■ 均等割の軽減割合が見直しされました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（52万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万＋10万円×（給与所得者等の数－1）	7割軽減
43万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）	5割軽減
43万円＋（52万円×世帯の被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

■ 保険料の計算方法（令和3年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たり保険料】 52,048円	＋	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得－最大43万円) × 10.98%	＝	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切捨)
--	---	--	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和3年度の保険料は、7月に個別にお知らせします。

お問い合わせ

◆北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

◆役場住民課後期高齢者係
電話 33-2111（内線47）



4月から65歳以上（第1号被保険者）の 介護保険料が変わります

満65歳以上の方が納める、令和3年度から令和5年度までの介護保険料が決定しました。

介護サービスを利用した際に必要な費用は、利用者負担（1割または2割）を除いて、国・北海道・秩父別町が全体の50%、40歳から64歳までの第2号被保険者が27%、65歳以上の第1号被保険者が23%を負担します。

◆令和3年度から令和5年度までの保険料

区分	対象者	第7期 【H 30～R 2】		第8期 【R 3～R 5】	
		調整率	保険料 年額 (円)	調整率	保険料 年額 (円)
第1 段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.3	17,800	基準額× 0.3	19,000
第2 段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額× 0.5	29,700	基準額× 0.5	31,800
第3 段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額× 0.7	41,500	基準額× 0.7	44,500
第4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.9	53,400	基準額× 0.9	57,200
第5 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額× 1.0	59,400 【基準額】	基準額× 1.0	63,600 【基準額】
第6 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額× 1.2	71,200	基準額× 1.2	76,300
第7 段階	【第7期】本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満 ▼ 【第8期】本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額× 1.3	77,200	基準額× 1.3	82,600
第8 段階	【第7期】本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満 ▼ 【第8期】本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額× 1.5	89,100	基準額× 1.5	95,400
第9 段階	【第7期】本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上 ▼ 【第8期】本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上	基準額× 1.7	100,900	基準額× 1.7	108,100

※保険料は、第7期と同じ9段階に区分し、所得に応じた保険料の負担設定を行っています。

